

取引資格制度の見直しに伴う「取引参加者規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	6
3. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	7
4. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	9
5. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	10
6. N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	11
7. 取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新旧対照表	12
8. 取引参加者契約書（外国法人用）の一部改正新旧対照表	13
9. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	14
10. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	17
11. 売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	19
12. 取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表	20

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 取引参加者は、総合取引参加者の<u>1種類</u>とする。</p> <p>2 総合取引参加者とは、当取引所の市場において、有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格を有する者をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(当取引所の市場における有価証券の売買等の態様)</p> <p>第2条の2 清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有する取引参加者は、<u>当取引所の市場における有価証券の売買等を自らの名において行うものとする。</u></p> <p>2 <u>清算資格を有しない</u>取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等について、指定清算参加者（第28条の4に定める指定清算参加者をいう。<u>第5条において同じ。</u>）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。</p> <p>(取引資格の取得の申請及び承認)</p> <p>第4条 取引資格を取得しようとする者は、当取引所が</p>	<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 取引参加者は、総合取引参加者<u>及びI P O取引参加者の2種類</u>とする。</p> <p>2 総合取引参加者とは、当取引所の市場において、有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「<u>総合取引資格</u>」という。）を有する者をいう。</p> <p>3 <u>I P O取引参加者とは、当取引所の市場において、当該I P O取引参加者が作成した書面（有価証券上場規程施行規則第204条第1項第6号に規定する上場適格性調査に関する報告書をいう。）を提出した上場会社が発行する有価証券（以下「<u>売買対象有価証券</u>」という。）の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「<u>I P O取引資格</u>」という。）を有する者をいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>取引参加者は、総合取引資格とそれ以外の取引資格を同時に有することはできない。</u></p> <p>(当取引所の市場における有価証券の売買等の態様)</p> <p>第2条の2 <u>取引参加者は、その有する清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）に係る当取引所の市場における有価証券の売買等（当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。以下この条において同じ。）については、自らの名においてこれを</u>行うものとする。</p> <p>2 取引参加者は、<u>その有しない清算資格に係る</u>当取引所の市場における有価証券の売買等については、指定清算参加者（第28条の4に定める指定清算参加者をいう。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。</p> <p>(取引資格の取得の申請及び承認)</p> <p>第4条 取引資格を取得しようとする者は、<u>取得しよう</u></p>

定めるところにより、当取引所に取引資格の取得の申請を行わなければならない。

2 当取引所は、取引資格の取得申請者が、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）であって、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。

3・4 （略）

（取引資格の取得手続の履行）

第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、取引資格の取得申請者をして、取引資格取得手数料の納入、取引参加者契約の締結、清算資格を現に有しない場合はその取得手続（清算資格を新たに取得しない場合にあつては、第28条の3及び第28条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）、信託金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。

2 取引資格取得手数料の額は、当取引所が規則により定める。

（削る）

（削る）

3 （略）

4 （略）

とする取引資格について、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の取得の申請を行わなければならない。

2 当取引所は、取引資格の取得申請者が、金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）であつて、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。

3・4 （略）

（取引資格の取得手続の履行）

第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、取引資格の取得申請者をして、参加金（IPO取引参加者は除く。以下この条において同じ。）の納入、取引参加者契約の締結、取得しようとする取引資格の種類に係る清算資格のうち現に有していないものの取得手続（当該清算資格を新たに取得しない場合にあつては、第28条の3又は第28条の4の規定により必要となる清算受託契約（既に締結しているものを除く。）の締結及び指定清算参加者の指定）、信託金その他この規程で定める預託金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。

2 参加金の額は、当取引所が規則により定める。

3 取引資格（IPO取引資格を除く。）の取得申請者が第36条に定めるところにより取引参加権の譲渡又は合併若しくは分割による取引参加権の承継を受けて取引資格を取得する場合においては、第1項の規定にかかわらず、参加金の納入を要しない。

4 第1項の場合において、取引参加者が新たに取引資格を取得する場合は、現に預託している信託金をもって新たに取得する取引資格に係る信託金に充当することができる。

5 （略）

6 （略）

(信認金の返還請求権の譲渡の禁止等)

第18条 取引参加者は、信認金の返還請求権を他の者に譲渡し、譲渡の予約をし又は担保の目的に供することはできない。

(非清算参加者の定義)

第28条の2 非清算参加者とは、清算資格を有しない取引参加者をいう。

(喪失申請者の有価証券の売買等の停止等)

第30条 当取引所は、取引参加者から取引資格の喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 (略)

(喪失申請者の合併等の場合における売買等)

第31条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、取引資格を取得する者又は取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(削る)

(信認金の返還請求権の譲渡の禁止等)

第18条 総合取引参加者及びIPO取引参加者にあっては、信認金の返還請求権を他の者に譲渡し、譲渡の予約をし又は担保の目的に供することはできない。

(非清算参加者の定義)

第28条の2 非清算参加者とは、清算資格を有しない総合取引参加者又はIPO取引参加者をいう。

(喪失申請者の有価証券の売買等の停止等)

第30条 当取引所は、取引参加者から取引資格の喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当該取引資格の種類に係る当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 (略)

(喪失申請者の合併等の場合における売買等)

第31条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、当該取引資格と同種の取引資格を取得する者又は当該取引資格と同種の取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

2 当取引所は、取引資格の喪失申請者がIPO取引参加者である場合において、その喪失と同時に、総合取引資格を取得する者又は総合取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場に

(取引資格の喪失の際の手続)

第33条 当取引所は、取引参加者が取引資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下同じ。）したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失（取引参加者に信託金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信託金の返還）について公告を行うものとする。

2 取引参加者は、前項の規定による公告を行った日から6か月を経過した後でなければ、取引資格の喪失による信託金の返還を請求することができない。

3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第3項に規定する信託金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信託金の返還を請求することができない。

5 取引参加者は、取引資格を喪失するときは、取引参加者証の当取引所への返還その他当取引所が定める手続を行わなければならない。

第36条 削除

おける有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(取引資格の喪失の際の手続)

第33条 当取引所は、取引参加者が取引資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下同じ。）したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失（取引参加者（当該取引資格の種類に係る有価証券の売買等につき受託業務を行わない者を除く。）に信託金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信託金の返還）について公告を行うものとする。

2 取引参加者は、第1項の規定による公告を行った日から6か月を経過した後でなければ、取引資格の喪失による信託金の返還を請求することができない。

3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第4項（取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合に限る。）及び同条第5項に規定する信託金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信託金の返還を請求することができない。

5 取引参加者は、取引資格を喪失するときは、当該取引資格に係る取引参加者証の当取引所への返還その他当取引所が定める手続を行わなければならない。

(取引参加権の譲渡等)

第36条 取引参加権は、取引資格（IPO取引資格を除く。以下この条において同じ。）の喪失を申請した取引参加者が取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として取引資格を取得する者に対してのみ、これを譲り渡すことができる。

2 前項の譲渡は、この章及び第2章に定める手続に従い、取引資格の喪失及び取得について当取引所の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 前2項の規定は、合併又は分割による取引参加権の承継について準用する。

第4章の2 IPO取引参加者の売買対象有価証券に関する売買を行う資格等の喪失

(IPO取引参加者の売買対象有価証券に関する売買を

(削る)

(削る)

(特定破綻取引参加者が合併等について承認を受ける義務)

第46条の5 (略)

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

行う資格等の喪失)

第36条の2 IPO取引参加者は、当該IPO取引参加者の売買対象有価証券の発行者である上場会社が株式の公募又は売出しを本邦内において行う場合において、当該IPO取引参加者が当該公募又は売出しに関する元引受契約又は当該公募又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結していないときには、当該売買対象有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行う資格を喪失するものとする。

(特定承継取引参加者が有する取引参加権の譲渡の禁止)

第46条の5 特定承継取引参加者（取引資格を取得した特定承継金融機関等をいう。）は、第36条第1項の規定により取引参加権を取得した場合を除き、その有する取引参加権を他の者に譲渡することができない。

(特定破綻取引参加者が合併等について承認を受ける義務)

第46条の6 (略)

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者<u>(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。)</u>に通知する。</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)</p> <p>第20条 非清算参加者である取引参加者が新たに清算資格を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（当該清算資格に係るものに限る。）は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における有価証券の売買とする。</p> <p>(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)</p> <p>第21条 取引参加者規程第28条の4第2項の規定に基づき指定清算参加者を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 この規程において使用する取引参加者に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、取引参加者規程において定めるところによるものとする。</u></p> <p>(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)</p> <p>第20条 非清算参加者<u>(取引参加者規程第28条の2に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)</u>である取引参加者が新たに清算資格を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（当該清算資格に係るものに限る。）は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における有価証券の売買とする。</p> <p>(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)</p> <p>第21条 取引参加者規程第28条の4第2項の規定に基づき指定清算参加者<u>(同条第1項に規定する指定清算参加者をいう。以下同じ。)</u>を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(売買対象有価証券の売買を行う資格等を喪失したIPO取引参加者の未決済の有価証券の売買の決済)</u></p> <p><u>第26条の2 取引参加者規程第36条の2の規定により売買対象有価証券の売買を行う資格等を喪失したIPO取引参加者の当取引所の市場における売買対象有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがある場合は、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人又はその承継人に決済させることが適当でないとき、当取引所は、他の取引参加者をして、これを行わせることができる。</u></p>

2 前項の場合において、当取引所が必要と認めた場合には、当該 IPO 取引参加者の当取引所の市場における売買対象有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のもの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 当取引所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の取引参加者をして行わせることができる。この場合においては、その取引参加者と同項の売買対象有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた IPO 取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

付 則

この改正規定は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者<u>（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。）</u>が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。</p> <p>2・3 (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(遵守義務)</p> <p>第2条 顧客及び取引参加者は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(遵守義務)</p> <p>第2条 顧客及び取引参加者（<u>取引所が定める取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。</u>）は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。</p>

N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(N-NET取引の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者が売買システムによる売買を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる売買以外の売買により行うことができる。この場合において、当該売買に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(N-NET取引の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者<u>(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。)</u>が売買システムによる売買を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる売買以外の売買により行うことができる。この場合において、当該売買に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。</p>

取引参加者契約書（内国法人用）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">取引参加者契約書（内国法人用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者名印 (署名)</p> <p>当 は、株式会社名古屋証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>取引参加者</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">取引参加者契約書（内国法人用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者名印 (署名)</p> <p>当 は、株式会社名古屋証券取引所（以下「貴取引所」という。）の <u>(取引参加者の種類名)</u> として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. ～ 5. (略)</p>

取引参加者契約書（外国法人用）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">取引参加者契約書（外国法人用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者名印 (署名)</p> <p>当 は、株式会社名古屋証券取引所（以下「貴取引所」という。）の<u>取引参加者</u>として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. ～ 6. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">取引参加者契約書（外国法人用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者名印 (署名)</p> <p>当 は、株式会社名古屋証券取引所（以下「貴取引所」という。）の <u>(取引参加者の種類名)</u> として、次の事項を承諾します。</p> <p>1. ～ 6. (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 規程第4条第1項の取引資格の取得申請は、取引資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し(監査等委員会設置会社(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。)にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社(同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。)にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの。)</p> <p>(3) 取引資格の取得申請者が清算資格(規程第2条の2第1項に規定する清算資格をいう。)を取得しない場合にあつては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面</p> <p>(4) 事業報告書(特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を含む。)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 規程第4条第1項の取引資格の取得申請は、取引資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p> <p>(1) <u>取得しようとする取引資格の種類</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し(監査等委員会設置会社(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。)にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの)</p> <p>(3) 取引資格の取得申請者が<u>取得しようとする取引資格の種類に係る清算資格のうち現に有しないものを</u>取得しない場合にあつては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面</p> <p>(4) 事業報告書</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(信認金を充当できる場合)</p> <p>第2条の2 規程第5条第3項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときとは、取引資格の取得申請者が</p>	<p>(信認金を充当できる場合)</p> <p>第2条の2 規程第5条第5項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときとは、取引資格の取得申請者が</p>

取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令順守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。

(報告事項)

第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)～(2)の2 (略)

(3) 業務（金融商品取引業者にあつては、法第28条第1項第1号に掲げる業務をいう。）を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。

(4)～(27) (略)

(取引資格の喪失申請)

第16条 規程第29条の取引資格の喪失申請は、取引資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとする。

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

2 前項の取引資格喪失申請書には、次に各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、こ

取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令順守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。

(報告事項)

第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1)～(2)の2 (略)

(3) 証券業に係る業務を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。

(4)～(27) (略)

(取引資格の喪失申請)

第16条 規程第29条の取引資格の喪失申請は、取引資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとする。

(1) 喪失しようとする取引資格の種類

(2) (略)

(3) (略)

(4) 有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のもの引継ぎその他の当取引所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面

(5) (略)

(6) (略)

2 前項の取引資格喪失申請書には、次に各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者に

れらに準ずるもの。)

(2)・(3) (略)

(4) 有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの引継ぎその他の当取引所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面

(削る)

(5) (略)

3 当取引所に取引資格の喪失の申請を行う特定破綻取引参加者（規程第46条の5に規定する特定破綻取引参加者をいう。）については、前項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

あつては、これらに準ずるもの)

(2)・(3) (略)

(4) 有価証券の売買等及びこれに関する未決済のものの引継ぎその他の当取引所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面

(5) 取引参加権の譲渡に関する契約書等の写し（取引参加権の譲渡又は合併若しくは分割による取引参加権の承継を行う場合に限る。）

(6) (略)

3 当取引所に取引資格の喪失の申請を行う特定破綻取引参加者（規程第46条の6に規定する特定破綻取引参加者をいう。）については、前項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項及び第12条の規定に基づき、<u>取引資格取得手数料</u>、取引参加料金及び取消料の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(取引資格取得手数料の額)</p> <p>第3条 取引参加者規程第5条第2項に規定する<u>取引資格取得手数料</u>の額は、<u>100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</u></p>			<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項及び第12条の規定に基づき、<u>参加金</u>、取引参加料金及び取消料の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(参加金の額)</p> <p>第3条 取引参加者規程第5条第2項に規定する<u>参加金</u>の額は、<u>1千万円とする。</u></p>		
別表第1			別表第1		
定額参加料金の額			定額参加料金の額		
<p>1 取引参加者の定額参加料金の額（月額）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>			<p>1 <u>総合取引参加者の定額参加料金の額（月額）は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2</u> <u>IPO取引参加者の定額参加料金の額（月額）は、20万円とする。</u></p> <p><u>3</u> 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の定額参加料金は、日割をもって計算する。</p> <p><u>4</u> 1(1)bの資本金は、当該月の1日現在の額とする。</p>		
別表第2			別表第2		
定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率			定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率		
定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。			定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。		
上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率	上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率
株券及び新株引受権証券	売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。）及び取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p>万分の0.12</p> <p>ただし、株券において取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p>万分の0.05</p>	株券及び新株引受権証券	売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。）及び取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p>万分の0.12</p> <p>ただし、株券において<u>総合取引参加者又はIPO取引参加者</u>の売付け又は買付けの呼値が当該<u>総合取引参加者又は当該IPO取引参加者</u>の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付</p>

		<p>立会外分売による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06</p> <p>N—N E T市場における終値取引による売買のうち自己株式の取得（会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得に限る。以下同じ）及び自己株式立会外買付取引に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06</p>			<p>代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05</p> <p>立会外分売による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06</p> <p>N—N E T市場における終値取引による売買のうち自己株式の取得（会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得に限る。以下同じ）及び自己株式立会外買付取引に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06</p>
転換社債型新株予約権付社債券		(略)	転換社債型新株予約権付社債券		(略)
国債証券		(略)	国債証券		(略)
外国債券	円貨建外国債券	(略)	外国債券	円貨建外国債券	(略)
	外貨建外国債券	(略)		外貨建外国債券	(略)
転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く債券		(略)	転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く債券		(略)
投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券		(略)	投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券		(略)
(注) 1. ～ 3. (略)			(注) 1. ～ 3. (略)		
付 則					
この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。					

売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定の通知)</p> <p>第3条 当取引所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を取引参加者に通知する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(指定の通知)</p> <p>第3条 当取引所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を取引参加者<u>(総合取引参加者及びIPO取引参加者をいう。以下同じ。)</u>に通知する。</p>

取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則</p>